予防接種に保護者が同伴できない場合の委任について

予防接種を受ける際は、原則、保護者の同伴を必要としていますが、やむを得ず同伴できない場合、被接種者(子ども)の健康状態を普段からよく知っている親族等(成人)が同伴し、予防接種を受けることも可能です。ただし、その場合、保護者の委任状が必要です。

保護者が同伴しない場合は、この委任状に記入し、予防接種予診票と一緒に医療機関へ提出してください。※保護者とは、親権を行う者又は後見人をいいます(予防接種法第2条第4項)。

石巻市

一.	1_	.115		
委	任	状		
女		1/\		

下記の予防接種を受けるにあたり、私(保護者)が同伴できないため、下記の者 を代理人と定め、予防接種に関する一切の権限を委任いたします。

また、予防接種の効果や目的、副反応の可能性などについて、接種医師からの説明を聞いた代理人の同意をもって、保護者の同意といたします。

71 C M. 1C W. 1. 7 ()	一点でも つって、 小成点	1 12 11 11 11 11 11	7000	0			
				年	月	日	
予防接種名							
※同時	接種の場合、1枚の委任#	に予防接種名	をまとめて	記入して	も構いませ	ん。	
保護者(委任者)	住所 石巻市					<u>—</u>	
	氏名(保護者自署)_						
	緊急連絡先(電話番号	1 7)					
被接種者(子ども)氏名							
	生年月日	年	月	日			
代理人(同伴者) ※成人に限る	住所						
	氏名(代理人自署)_					_	
	被接種者との続柄 _					_	
	連絡先(電話番号)_						

- ※ 被接種者が13歳以上の場合、日本脳炎やヒトパピローマウィルス感染症予防接種を予診票表裏面の 保護者の同意署名があれば1人でも接種を受けることができます。
- ※ 被接種者が13歳未満の場合、必ず同伴者が必要です。たとえ保護者の同意があっても1人だけで接種を受けることはできません。

医療機関へ:委任状は予防接種予診票に添付の上、提出願います。